

第 243 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 243 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 11 月 20 日（火）17：22～18：59
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 経済産業研修所の管理・運營業務（経済産業省）
- 法務局・地方法務局の施設管理・運營業務（法務省）
- 「地図と測量の科学館」の管理運營業務（国土交通省）
- 登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業（特許庁）
- 住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務（防衛省）
- 画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱（内閣官房）

2. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、榎谷副主査、石村専門委員、小松専門委員

（経済産業省）

経済産業研修所 平尾管理課長、本山会計係長

（法務省）

東京法務局総務部会計課 中崎会計課長
さいたま地方法務局会計課 中野会計課長
千葉地方法務局会計課 小山会計課長
法務省民事局総務課登記情報管理室 富澤補佐官
法務省大臣官房会計課法務予算係 渡辺補佐官

（国土交通省）

国土地理院総務部広報広聴室 渡辺室長、加藤室長補佐

(特許庁)

審査業務部意匠課 本多課長、中田課長補佐、神倉審査資料企画班長

(防衛省)

地方協力局防音対策課 岩瀬部員、池本係長、秋間係員

(内閣官房)

内閣情報調査室内閣衛星情報センター 上床管理課長、金子分析運用管理班長
小松契約出納班長

(事務局)

後藤参事官、古矢参事官

○稲生主査 ただいまから第 243 回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、経済産業省の「経済産業研修所の管理・運営業務」、法務省の「法務局・地方
法務局の施設管理・運営業務」、国土交通省国土地理院の「地図と測量の科学館の管理運
営業務」、特許庁の「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」、
防衛省の「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務」及び内閣官房の「画像分析官の
教育訓練（初級・中級）の委嘱」の各実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、経済産業省の「経済産業研修所の管理・運営業務」の実施要項（案）につつま
して審議を行います。

本日は、経済産業省経済産業研修所平尾管理課長様に御出席いただいておりますので、
実施要項（案）の内容等につつまして御説明をお願いしたいと思います。説明は 10 分程度
でお願いいたします。

○平尾管理課長 経済産業研修所管理課の平尾でございます。本日は、どうぞよろしくお
願いいたします。

お配りいただいた資料の一番後ろに A-3 というのがついてございます。そちらに実施
要項（案）の説明資料ということで簡単にまとめさせていただきましたので、A-3 の 2
枚紙と、配付資料の資料 A-1 をあわせてごらんいただきながら御説明をさせていただき
たいと思います。

最初に、現在、委託を行っている事業の概要につつまして簡単に触れさせていただき
たいと思います。

2. に記載がございます。現在委託しておりますのは、研修所施設の管理・運営に係る
業務。具体的には、設備の点検等及び保守業務、清掃業務、執務環境測定業務、施設警備
及び受付業務でございます。

受託をしておる事業者につつましては、アズビル株式会社を代表者とする企業共同体で
ございます。アズビル株式会社につつましては、施設の点検、保守業務及び執務環境測定
業務、それから、株式会社ライジングサンセキュリティサービスにつつましては、警備及
び受付業務、株式会社ビケンテクノにつつましては、清掃業務を委託しておるところで
ございます。

期間といたしましては、平成 22 年度からの 3 か年でございます。

受託事業者決定の経緯でございますが、これは総合評価方式に基づきまして決めさせて
いただいております。記載のとおりでございます。省略させていただきます。

契約金額でございますが、当初 3 か年契約ということで、約 2 億 8,000 万でございます。
1 か年あたりは約 9,300 万円。これは、途中 1 年間経過したところで、残り 2 年度につ
いての契約変更を行いました。

次のページで、その契約変更の理由ですけれども、平成 22 年 12 月に、総務省の行政評
価局による職員研修施設に関する調査というのが実施されまして、それに基づいた勧告が
公表されております。その勧告におきまして、当研修所に対しましては、宿泊施設の維持

管理経費の節減、有効活用といったことが求められまして、これを踏まえまして検討いたしました。事業者さんからの改善提案も頂戴して、サービスレベルを大きく損なわない範囲において業務内容を見直すということで事業者の同意を得まして、契約変更、削減を行いました。

ページがまた戻ってしまうのですけれども、契約変更による削減でございますが、当初の2億8,000万から3,400万ほど削減をしまして、2億4,600万でございます。1か年当たり7,600万ということで、1か年当たりの削減額が1,700万ほどでございます。

続きまして、本日の御説明の本題に入っておりますが、次の契約の概要につきまして、本日の御説明のポイントとしまして2点ございます。

ことし6月に平成22年度及び23年度の当所の委託業務の内容につきまして評価を頂戴しております。その評価におきまして指摘のありました2点について検討を行わせていただきました。1点目は、①にございます「業務内容の十分な精査」ということございまして、これは先ほども契約変更の理由で述べさせていただきました総務省からの勧告によるものでございますが、その勧告を受けて維持管理経費を削減いたしました、その経緯も踏まえた上で次期の委託契約に当たりましては十分な業務内容の見直し、精査が必要という指摘でございました。

資料A-1をごらんいただきたいのですが、1. の中段のところに「経済産業研修所の対応」ということで、どのような変更を行ったかという具体的な項目と回数の削減等を書いてございますが、委託契約の変更に際しまして、このような変更をさせていただいたのですが、今回、来年度の契約に当たりましては、この変更に関しては、そのまま継続、同様の内容で検討しております。

追加的に行いましたのは、その勧告の内容にもございますが、私ども、体育館ですとかグラウンドといった体育施設を保持しております。ただし、現在、研修で使用していないということもございまして、勧告の中で体育施設については廃止というような指摘をいただいておりますことから、今後廃止をする方向で省内で検討を進めているところでございます。ということで、体育施設に関しましては、従来の清掃の頻度、範囲といったものは縮減できるのではないかとということで、清掃等の範囲を減らしております。

2点目でございますが、これは現在、施設環境に関するアンケート調査というのを実施しております。これまでのアンケート調査の結果では、満足度という定量的な指標としましては、70%という目標を掲げておりまして、実態上はほぼ90%を超える高い満足度が示されておりますことから、アンケート実施方法等につきましても、その点も踏まえた検討が必要ではないかという指摘でございました。

これを受けまして、再度アンケート調査の内容につきまして検討いたしまして、まず、満足度の指標は従来の70%から80%へ目標の強化ということで引き上げを行いました。

それから、具体的なアンケートの設問項目及び内容につきましても見直しをいたしまして、市場化テスト契約に含まれない食堂事業者に対する感想といったものも研修生からは

多々記載がございまして、そういったところはこのアンケートには含まれないという点を明記するとか、あるいは施設環境に係るアンケートではありますけれども、施設環境という文言がやや抽象的でわかりにくいということで具体的な事例を挿入するというようなわかりやすい内容にしたという工夫を加えております。

アンケートにつきましては、このような改良をいたしまして、次期の実施要項（案）として提示させていただいております。

具体的な修正箇所等につきましては、資料A-3の次のページから見え消しでつけさせていただきますので、御参照ください。

以上でございます。

○稲生主査 パブコメのほうはいいのでしょうか。

○本山会計係長 経済産業研修所、本山と申します。

パブリックコメントの結果につきまして、資料A-2に添付してございます、こちらを御参照ください。こちらについて御説明させていただきます。

パブリックコメントの実施の結果、2名様から計9件の意見をいただきました。この表に掲載してありますとおりでございます。要約して申し上げますと、左端に番号が1から9まで振ってございます。こちらの1から6につきましては、現在、パブリックコメント実施前の実施要項及び仕様書における情報の開示の部分について、情報不足といった御指摘でございました。こちらにつきましては、実際に業者様が見積もっていただく場合がありますとか、実際の業務を検討されるに当たって不足している部分が多々ございましたものですから、御意見に対する考え方のところにも記載してございますが、業務内容を詳細にし、記載を加えるというような形で回答させていただきたいと思っております。

番号7、8につきましては、仕様書の中の1項目につきまして、要件が非常に厳しい、かつ、この要件を満たす者が非常に限定されてしまうおそれがあることから、競争原理が働かず不平等・不公平感が出るのではないかとといった御指摘でございました。こちらにつきましても、当方といたしましては、そういった趣旨を全く持ち備えておりませんので、公平性を保つ書き方、この意見に対する書き方ですと、最低限の要件にとどめた内容に修正をさせていただくということで回答させていただきたいと思っております。

9.につきましては、日常点検の部分につきまして、記載の部分での記述不足がありましたものですから、今回、資料1-2に用意してございます実施要項の部分について明確に記載をするという形で回答させていただきたいというふうに準備してございます。

意見の回答に対する考え方は以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○小松専門委員 この施設の利用状況というのを伺いたいのですけれども、まず、大体何人ぐらい収容できるのかということと、年間どのくらい稼働されているのかという、ちょっと基本的なことを教えていただけますか。

○本山会計係長 お答え申し上げます。宿泊可能でございます、弊所は合宿による研修を行っております。居室の数が、本館、別館合わせまして187部屋ございます。ですので、最大187名まで宿泊が可能でございます。

利用の状況でございますが、人数といたしまして、昨年度で述べ約9千人弱といったところでございます。今年度につきましては、弊所、弊省の組織でありました原子力安全保安院が移管したことに伴いまして、その部分で実施している部分もあったものですから、その分は減少するということになりまして、今のところおおよそ1割ほど減るのではないかとというめどが立っております。

○小松専門委員 ありがとうございます。それで、変更内容で点検保守の回数を減らしたりされていますけれども、これは何か明確な根拠というか、これでよいという御判断でしょうか。

○平尾管理課長 例えば、法律や国交省さんの運用規則というようなところで点検回数が定められているものにつきましては、基本的に変更しておりません。

それ以外のメーカーさんですとか、そういったところの御提案の範囲内で現行のものをもう少し回数を少なくするとか、同じ一連の整備の中でもう少し部分的に削除なり入れかえをとというようなものについて検討させていただいた結果ということでございます。

○小松専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 確認でございますが、そういう意味では、A-1に書いてある点検回数等の変更が、これは実績としてアンケートの中には反映されているのでしょうか。要は、これを減らすことによって、今まで96%だったものがすごく減ってしまうとか、つまり、それが業者さんの責任になってしまうというところとちょっとまずいなと思うのですけれども、そこら辺は、アンケートの実績との関係はどうなっているのでしょうか。

○平尾管理課長 22年度は従来の契約内容で、23年度及び今年度、アンケート調査の結果につきましては、目に見えた減少というか、満足度の低下というのはございません。

○稲生主査 わかりました。そういう意味では、70%から80%に直しても特に厳しい制限を設けているということにはならないということですね。

○平尾管理課長 維持できようかと思っております。

○稲生主査 それから、そのアンケートで、例の温度の関係です。実施要項（案）で言うと26ページのところに施設環境に関するアンケートがございまして、その⑤のところで「施設に関する印象について」とあって、括弧の中に具体例が書いてあるということでもわかりやすくなっているのですけれども、もちろん空調に関して受講者の方に確認したいというのはもちろんのことだと思うのですけれども、ただ、この空調に関するもともとの機械の不備とか不調というものが、結果的に事業者の要求水準に関係してしまうわけですね。

ですので、例えば空調に関して別掲していただくとか、あるいは、その他の中で空調に関しては答えてもらうとかという形で、⑤の印象の中から空調を除外したほうがいいのではないかと思います。もちろん聞いてはいけないということではありません。おたく様からすれば意味のあることとは思いつつも、整備そのものに起因するようなことを受ける方にもしかずるとかかかってしまうのがちょっとどうかと思うのです。ここら辺は検討の余地はございますでしょうか。

○本山会計係長 事前にもそういった御指摘等をいただいておりますが、明確にしたいという趣旨で書かせていただいておりますが、おっしゃっていただいているパフォーマンスの部分で限界があるというところは、まさにそのとおりでございますので、一方で事業者様の努力によって節電とかエネルギーの部分での努力もございますものですから、別掲という形で構わないようでしたら、そのような工夫をさせていただきたいと思っております。ほかの照明でありますとか、弊所は非常に省エネルギーの部分で先頭に立ってという形でやらせていただいておりますので、この部分もおろそかにできないといったところで、この部分は非常に悩ましい部分があるのですが、そういった工夫をさせていただいて、アンケートは徴集させていただきたいと思っております。

○稲生主査 わかりました。お願いします。

○小松専門委員 この聞き方ですけれども、「施設に関する印象について」という非常にシンプルな設問なのですけれども、こういうふうに書いてしまうと、例えば照明が気に食わないとか、このお風呂ではなくて、やはりこういうお風呂が好きだとか、そういう感想も入ってきてしまうような気がするのです。ここで聞きたいのは好みの問題ではなくて、それがちゃんと管理されているかということを知りたいわけだから、これだと少し言葉が足りないのかなという気がするのです。

ですから、例えば施設の管理状況についてとか、そういうふうにかぎたいことは施設そのものの評価ではなくて、それがちゃんと機能しているかというあたりで評価をしてほしいということがわかるような文言にされたほうがいいと思います。

それと同時に、その他というふうに⑥番で追加されているのですけれども、これも何を聞きたいのかというのがいまひとつわからない感じで、例えばこんな色は嫌いだとか、この建物は余り好きではないとか、そんな話を聞こうとしているみたいに見えるので、もう少し工夫をいただいて、管理上、何か不満な点がありましたかとか、そういうような話に持っていったほうがもう少しはっきりするかなというふうに思います。

○平尾管理課長 ありがとうございます。本当におっしゃるとおりだと思います。ですので、まず「印象」という文言ですけれども、きちんとこのアンケートの趣旨を踏まえて、適切な形に修正をさせていただきたいと思っております。

それから、⑥のその他につきましても、同様に検討して、修正なり、場合によっては削除ということもあるかと思いますが、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○稲生主査 このほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、「経済産業研修所の管理・運営業務」の実施要項(案)についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局さんから何か確認すべきことはありますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。先ほど御指摘いただきましたアンケートの項目につきましては、後ほど御報告させていただきたいと思ひます。

○稲生主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任させていただきたいと思ひますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、経済産業省様におかれましては、本実施要項(案)に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○平尾管理課長 ありがとうございます。

(経済産業省退室、法務省入室)

○稲生主査 続きまして、法務省の「法務局・地方法務局の施設管理・運営業務」の実施要項(案)につきまして審議を行います。

本日は、法務省東京法務局総務部会計課中崎課長様、さいたま地方法務局会計課中野課長様、千葉地方法務局会計課小山課長様に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等につきまして御説明をお願ひしたいと思ひます。説明はおおむね10分程度でお願ひいたします。

○中崎課長 東京法務局総務部会計課会計課長の中崎でございます。

東京法務局、さいたま地方法務局及び千葉地方法務局が管理する庁舎における施設管理・運営業務民間競争入札実施要項(案)について、10月3日から10月23日までの間に官報、電子政府の総合窓口及びホームページにて実施した意見招請の結果、東京、さいたま及び千葉の各法務局・地方法務局に対し、全部で6者から14件の御意見をいただきましたので、御報告させていただきます。

なお、御意見には東京法務局に提出されていないものもありますが、いずれの御意見もそれぞれの実施要項に共通する内容でございますので、一括して説明させていただきます。

まず、御提出いただいた御意見の内容は、実施要項（案）全般に関する意見が2件、入札参加資格に関する意見が6件、入札に参加する者の募集に関する事項についての意見が1件、落札者決定の方法に関する意見が1件、実施要項（案）に添付の様式に関する質問及び意見が2件、実施要項（案）に添付の仕様書に関する意見が2件となっております。

そのうち1件については、御意見の趣旨を踏まえ、実施要項（案）の様式を変更しております。

御意見の内容については、お手元にお配りさせていただいておりますとおりでございます。

時間の都合もございますので、これらの御提出いただいた御意見のうち、主な御意見について私どもの考えを御説明させていただきます。

まず、入札参加資格について、資料の番号3から番号6の御意見をいただきました。番号3は、別途配付させていただいております参考資料1ページ、実施要項（案）3.（4）について、全省庁統一参加資格の役務の提供等において、Aのみの等級とすべきとの御意見を、番号4は、税金の未納がないことを証明させるべきとの御意見を、番号5は、過去5年間に指名停止を受けていない者や契約に係る指名停止措置に基づく指名停止を受けている期間中の者でないことを入札参加資格に加えるべきとの御意見を、そして、番号6は、ISO9001、14001、27001シリーズ等を取得していることや、ISO50001認証を取得していること、SEESER認証を取得していることを入札参加資格に加えるべきとの御意見をいただきました。

私どもとしては、コスト縮減を図る観点から、本件については一定の要求水準を維持した上で入札参加者を増やし、競争性を高めることが重要であると考えております。

したがって、番号3の御意見については、競争性を高める観点から、応札者に求める全省庁統一参加資格の等級については、原案のとおりとします。

番号4の御意見については、参考資料1ページ、入札実施要項（案）3の（6）に記載の入札参加者の経営状況や信用度に関する証明についての御意見と考えますが、3の（6）については疎明資料として、財務諸表や納税証明書の提出を求めることを想定しております。御意見は、実施要項（案）に明示されていないことから提出されたものと思われませんが、これらの資料については、その全てについて別紙4に明示されていないものの、入札説明書において提出を求めることを予定しております。

番号5の御意見については、一般競争入札への参加を制限する措置として、参考資料1ページ、入札実施要項（案）3.（3）及び（5）において、予決令第71条の規定に該当しない者及び各省各庁から指名停止を受けていない者の規定を既に設けております。また、一般競争入札への参加を制限する期間については、予決令第71条では、3年以内の期間とされており、この要件を拡充する必要はないと考えていることから、原案のとおりといたします。

番号6の御意見については、本件業務の質の維持及び本件業務に伴う環境負荷の低減を図ることを目的とした御意見と考えます。環境負荷の低減については、実施要項（案）において、温室効果ガスの削減について努力規定を設け、また、清掃業務等の仕様書において、一定程度環境負荷の低減を考慮した記載をしており、その水準で足りるものと考えております。

これらの本件業務の質の維持については、企画書の審査により、当方が求める一定の要求水準を満たしているかを確認することが可能と考えます。そのため、御提案いただいた認証制度については、確かに有益な認証制度であるものの、本件の契約の履行に御提案の認証制度を必須の条件とする必要はないものと考えますので、競争性を高める点を重視し、原案のとおりといたします。

次に、参考資料2ページ、実施要項（案）4.（2）ハ（ホ）入札に参加する者の募集に関する事項の各業務の実績について、番号7の御意見として、過去に1契約において複数の施設、10施設以上を一括管理した実績を有する等を加えるべきとの御意見をいただきました。

私どもとしては、複数施設の一括管理については、東京国税局の事例や地方自治体の事例などが見受けられるものの、その数は少ないのではないかと懸念があり、そのような実績を有することを条件とすべきとする御意見を採用することは、競争を阻害する要因となるおそれがあると考え、原案のとおりといたします。

次に、落札者決定の方法について、番号8の御意見として、企画書の加点を実施しないのであれば、企画書評価が高い事業者のみが入札に進められる選定方法を検討いただきたいとの御意見をいただきました。

庁舎維持管理・運営業務は、ある程度定型化しており、民間事業者の創意工夫に差が生じにくいと想定される業務と考えられます。そのため、本件は、入札等監理委員会事務局とも相談しつつ、当方が求める一定の要求水準を満たす者による最低価格落札方式を採用しております。提出を求める企画書は、当方が求める一定の要求水準を満たしているか否かを判断するための資料とするものです。そして、審査の結果、一定の要求水準を満たしていることを確認できる者による競争により、コスト縮減を図ることができると考えておりますので、入札書の提出について原案を維持したいと思っております。

次に、実施要項（案）様式2-4、資格・経験の有無について、番号10の御意見として、協同組合による実績については、協同組合等の直接契約の実績、または組合員による実績として、賛助会員としての実績は認めない旨を明記すべきとの御意見をいただきました。事業組合の賛助会員制度については、事業共同組合等の模範定款例の一部改正（中小企業庁指導部長通達）において位置づけられたものですが、当該模範定款例第50条では、賛助会員は、法に定める組合員には該当しないものとするとしてされており、当然に実績に含めることはできないことから、特段の記載を要しないものと考えますので、原案のとおりといたします。

なお、この御意見を受け、入札グループ及び事業協同組合が本様式を作成する場合、どの構成員の実績であるのかを記載する欄がございませんでしたので、厳正に審査を行う上で支障があると考え、別添のとおり、様式2-4を変更することといたしました。

そのほかのいただいた御意見及びその御意見への考え方については、お手元の配付資料に記載のとおりでございます。

最後に、御提出いただいた御意見とは関係なく、前回の審議以降に実施要項（案）について修正が生じた部分については、お手元に配付させていただいた資料のとおりでございます。前回の審議以降に再度記載内容の確認を行い、誤記が認められた部分、従来の実施状況の情報の開示について、平成24年度の実績として見込み額を記載していた箇所については、確定額を記載した点について修正を行ったことを御報告いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員の先生は、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私からちょっと質問させていただきたいところがあるのですが、資料B-2の意見募集の結果の8番、それから、参考資料1の5ページに関連するところで、要は企画書の問題でございますけれども、企画書自体を徴求することについてですが、これは恐らく法務省様の考え方があるのだろうと思いますけれども、一方で、いわゆる必須項目として、要はこの企画書、最低限の水準を満たしているかということで、恐らくチェックするために徴求するということだと思いますけれども、ただ、参考資料1の5ページのところを拝見すると、「対応／不対応」ということで、要は記載があるかないかという程度の確認なのかというふうに思いつつも、「審査項目」という欄を拝見いたしますと、例えばNo. 5. 1（4）の2つ目、3つ目のところに、例えば「業務遂行体制において施設管理担当者に対し、常時、適切に対応するための工夫がとられているか」とか、要は、工夫があるかどうかとなると、受ける者としては評価の余地があるのではないかと。つまり、記載があるかどうかということであれば、「対応／不対応」ということで形式的なもの、ですから、企画書とは言いながらも、過度な負担を応募される方につけないのだらうなという判断も可能かと思うのですが、要は、評価を要するような工夫の有無とか、こういった文言になってきますと、恐らくこれを企画書として出そうとするほうからすれば、まさに工夫をしたような記載をしないと形式要件にも満たない、つまり、最低水準に満たないという判断をするのが多分民間さんの発想かなということで、ちょっとしんどいのかなという感じがいたします。

ちなみに、官民競争入札等監理委員会が出している平成24年4月3日の官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針というものが出ていることは御存じだと思うのですが、入札参加資格必須項目、加点項目の基本的な考え方の項目例というのが実はございまして、その中に必須項目と加点項目の例示がされてございます。これを見ても

と、必須項目については、最低限の要求要件を満たしているかどうかを評価する、まさに最低水準の話が書いてございまして、どんなものが例として挙がっているかということ、実施計画は何とか省の示す要件を満たされているかとか、業務を遂行可能な人員が確保されているかというような、ほとんど形式的に評価できるような項目が必須項目になっている。

他方、加点項目についてになりますと、まさにおたく様のほうで書かれている、例えば実施計画を効率的に実施するための工夫が示されているかとか、あるいは作業量に見合った増員等の工夫が組織的に構築されているかという、まさに評価に値するようなことが結構加点項目だということで、この工夫という言葉に余りこだわる必要はないのかもしれないのですが、ただ、恐らくこういうのを見ながら事業者の方が応募してくるのかということをお察しますと、今回の参考資料1に戻りますと、工夫とか実質的な判断をおたく様のほうでなさろうとしているのではないかという、恐らくこんなことがあって、もしかするとコメントに出てきているのではないかという感じもするのです。

ですから、対応、不対応ということですから余り懸念する必要はないのかもしれませんが、もし可能であれば、記述があるかとか、そういうあるやなしやということで判断できるような形で審査項目のほうを見直しすることが、もしかしたら適切なのではないかと我々は考えてございまして、この点、いかがでしょうか。工夫の余地はございますでしょうか。

3つのところがあるわけなのですけれども、あるいは、もし即答が難しいのであれば、コメントが出てきているところもありますので、あるかなしかという感じの単純な判断ができるような形にちょっと弱めるというのか、してはいかがかと思っています。できれば調整をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。あるいはまた、もし反論があればと思うのですが、どうでしょうか。

やはり、事業者からすると加点項目に見えてしまうのです。だったら、初めから総合評価方式でやってほしいということだと思ふのです。

○中崎課長 御指摘のとおりかと思われます。ただ、これにつきましては、そういった趣旨を入札説明会において十分説明したいと考えております。

○稲生主査 わかりましたというか、大丈夫かな。

○樫谷副主査 具体的には、資料2-2の29、30ページに、審査表のところですね。

○稲生主査 はい。

○樫谷副主査 審査表のところの、29ページは該当するかもしれないからいいのですね。30ページのほうですね。

○小松専門委員 提案と書いてあるから、結局、その提案内容を評価するように見えるのです。下に注が書いてあって、提案の適否については、否の場合はそれはなしでやってくださいというような注意書きというか、それはあるのですけれども、書かないとマイナスになるなという印象はありますね。これも時々問題になるのは確かで、ここではなくて別のところでも問題になったことがあったと思うのです。

○稲生主査 ですから、今回あえて総合評価をとらないということであれば、もう少し形式的に判断できるようなものにとどめるか、あるいは記載をもうちょっと工夫されるかとか、されたほうがいいのではないかというふうには思われます。実際、コメントは来ているものですから、我々もそこは懸念をします。ですから、説明会だけでその趣旨が伝わるかどうかはやや心配ではございます。

○中崎課長 承知いたしました。ご指摘の点につきましてはは記載方法を工夫したいと思います。

○稲生主査 済みませんが、御検討をよろしくお願ひしたいと存じます。

このほか、いかがでございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、「法務局・地方法務局の施設管理・運営業務」の実施要項(案)についての審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から何か御確認すべき事項はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会の開催をすることはいたしません。実施要項(案)の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、法務省様におかれましては、本実施要項(案)に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(法務省退室、国土地理院入室)

○稲生主査 続きまして、国土交通省国土地理院の「地図と測量の科学館の管理運営業務」の実施要項(案)につきまして審議を行います。

本日は、国土交通省国土地理院総務部広報広聴室渡辺室長様に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等につきまして御説明をお願いしたいと思います。説明は10分程度でお願いいたします。

○渡辺室長 それでは、御説明いたします。

最初に、資料C-3の実施要項(案)でございますが、前回の委員会におきまして御指摘等をいただきました部分を修正いたしましたものによりまして、11月5日までパブリッ

クコメントを行いまして、意見を募集いたしました。

資料C-2とあわせまして御説明させていただきたいと思います。

C-2でございますが、パブリックコメントに寄せられた御意見等は、1者から2件ございました。項目1のものでございますが、引き継ぎの業務期間は何日いただけるのかとの確認がございました。これに対しましては、落札者の決定後に警察庁に対しまして、暴力団排除条項の該当の有無を確認する手続がありまして、これに20日間程度を見込んでいるものの、契約手続で可能なところを前倒しいたしまして、引き継ぎ業務期間を20日間程度は設けるようにする旨、それからまた、実施要項（案）で必要な修正を行う旨、回答及び対応をいたしたいと考えております。

具体的な修正でございますが、資料のC-3、実施要項（案）の5ページをごらんください。ページ中ほど、4番の項でございますが、その（1）「入札の実施手続き及びスケジュール」でございます。ここの⑦番、「開札・落札事業者の決定」につきまして、「開札・落札予定者の決定」と改めまして、あわせて落札予定者の決定時期を「2月下旬」から「2月中旬」に改めまして、十分な業務引き継ぎ期間を確保できるようにしたいと考えております。

それから、C-2の2番目でございますが、自社のパソコンを持ち込んでのインターネット等の利用環境の確認がございました。本業務の実施に当たりましては、例えば団体見学の申込書を電子メールで受けたりする業務がございます。また、見学者に関するデータ入力等を内部のデータベースに入力する作業もございまして、パソコンを使つての業務が必須でございます。これによりまして、パソコンにつきましては、国土地理院所有のものを無償貸与することといたしております。

したがいまして、意見に対する考え方でございますが、パソコンの貸与及びインターネットの利用に関する御説明をいたしております。インターネット及び電子メールの利用は可能でございます。

具体的には、実施要項（案）の8ページをごらんいただきたいと思いますが、中ほど7番の（2）でございます。特にパソコンの利用につきましては、セキュリティー確保の関係もございまして、ここに修正案として書いてございますとおり、あらかじめ国土地理院の許可を得た場合はという一文を加えることといたしまして、あわせて内容として基本的に持ち込みを考える必要はないというような意味合いの内容にしたいと、このような修正を考えているところでございます。

私どもの意見につきまして2件ございましたものについての対応の御説明は以上でございます。ありがとうございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いしたいと思います。

可能な範囲で引き継ぎの期間を長くとったということで、望ましいのではないかと判断

しております。

○渡辺室長 ありがとうございます。

○樫谷副主査 これの問題ないと思うのですけれども、「許可を得た場合は」と書いてありますが、許可を出す何か想定をされていますか。持ち込んではいけないと言ってしまうのと、許可を得た場合ということだと思いののですが、許可を得た場合というのは、例えばどんな使い方を想定されているのですか。

○渡辺室長 恐縮ですが、項目2番の「意見に対する考え方」の中でも若干触れておりますが、実施要項（案）の28ページをごらんいただきたいと思います。28ページの上の箱でございます。「3. 従来の実施に要した施設及び設備」ということで、下段のほうに注意事項が書かれています。1番で「本業務を実施するのに必要となる備品及び消耗品は、無償貸与する」ということで、基本的に持ち込みをすることを考える必要はありませんということを御説明しておりまして、ただ、例えば、私ども、地図と測量の科学館の正面入口を入りまして、受付が若干右手の壁の中に入っております、不明確なところがございます。例えば、請負事業者が鏡を持ち込んで、お客様が来たことを確認したいとか、あるいは、監視カメラではございませんが、玄関から入られたお客さんがもし来られたら、その準備もあるので持ち込みたいとか、そういうような事例が全くなくはないとも考えられますので、そういうことに対しまして、その都度問題がないかどうか考えた上で、それで了解するというような想定を考えておりまして、基本的に持ち込みは考えておりません。

○樫谷副主査 わかりました。ありがとうございました。

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、「地図と測量の科学館の管理運営業務」の実施要項（案）についての審議はこれまでとさせていただきますと存じます。

事務局さんから何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと存じますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、国土地理院様におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○渡辺室長 ありがとうございました。

(国土地理院退室、特許庁入室)

○稲生主査 続きまして、特許庁の「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグループピング事業」の実施要項（案）につきまして、審議を行います。

本日は、特許庁審査業務部意匠課本多課長様に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして御説明をお願いしたいと思います。説明は10分程度でお願いいたします。

○本多課長 それでは、説明をさせていただきたいと思います。

前回、10月16日に御説明させていただきました、御審議いただきまして、ありがとうございました。その際に御指摘いただきました点につきまして、資料D-3、入札実施要項（案）につきまして御指摘いただきました点、1つ目が、従来の実施状況に関する情報を開示するという内容につきまして、開示する内容を盛り込みましたけれども、少し細かく記載がないのではないかということで、従来の実施に要した人員につきまして、もう少し細かい点を記載するというので、その点を少し修正させていただきました。83ページになりますけれども、下の赤字のところを修正させていただきましたけれども、作業内容に応じた、どういった人員を配置するかというところを、実施を行いました業者のほうから聞きまして、これについて載せさせていただいております。

それから、もう一点につきましては、落札決定後、準備期間が比較的短いということで、それにあわせて、準備に当たっての事業の実施方法について、もう少し研修等を充実するような、そういったことを検討してはどうかというふうに御指摘いただきましたものですから、これにつきましては、新規参入の観点、事業の質を担保する観点から必要だというふうに私どもも思いまして、21ページ、赤字になっておりますけれども、先方の体制に応じまして、研修を求められた場合には丁寧な形で研修を実施するというのを加えさせていただきました。

こういった内容を入札の実施要項（案）に加えさせていただきました、2ページ目になりますけれども、10月30日から11月12日までパブリックコメントをいただくということで、政府の総合窓口と経済産業省と特許庁のホームページのほうに掲載させていただきました、御意見をいただきました。

残念ながらといいますか、特段御意見というのが結果的には寄せられなかったのですが、私どものほうも24年度のときに請け負いました業者、それから、入札には手を挙げなかったのですが、説明会に見えた業者のほうには、こういうことで新しい改定をした入札要領を開示しておりますので、意見をということで御案内を差し上げまして、意見を伺いました。その結果、口頭ではありましたけれども、今回、国庫債務負担行為ということで、契約が1年ではなくて3年間ということにさせていただいている点、そういった点について評価をいただくコメントがありました。

そういった状況でございますけれども、改善を加えた内容につきまして一定の御理解をいただいて、新しく入札に手が挙がってくる業者がふえるのではないかとこのように思っております。

簡単ではございますけれども、説明をさせていただきました。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○樫谷副主査 今おっしゃったとおりで、何者か参加者が出ることを期待しています。感触としては悪くはないということなのでしょうね。

○本多課長 はい。あと、今回は1年の事業期間ではなくて3年ということに加えまして、今回、早目に御審議をいただきましたので、年内の段階から実際の入札公告ということが開始できますということで、従来よりも約倍の期間、提案の準備、実施の準備という期間がとれるようになるかと思っておりますので、その点も環境としては少し自由度が上がって、入札のほうの手が少しふえるのではないかと期待しております。

○稲生主査 1つだけ質問させていただきたいのですが、先ほど、従来の実施に要した人員のところを拡充いただきまして、赤字のところは83ページに細かく記述されまして、マニュアル作成者なのですけれども、業務としては85ページの「実施体制」のところにいる書いてあって、かなり専門的な業務なのかなという、つまり、例えば①「実施体制」の3つ目のポツを拝見いたしますと、「作業種別毎に具体的な作業工程を示した作業マニュアルを作成し」とあって、しかも、都度見直しとかいろいろあって、最初、何でこれは常勤なのかと思っていたのですけれども、かなり専門的な業務を年間ずっとおやりになるという理解でよろしいのですか。

○本多課長 特許庁で扱っております業務自体が知的財産ということでかなり専門性がございまして、その資料を扱う業務になりますと、そういう意味でいきますと、かなり専門の知識は要ということになります。

○稲生主査 そういう意味では、今さらですが、イメージとしては、統括管理者は作業全般を見ておられて、もちろん専門的な知識、知見がおありになる方だと思っておりますが、ただ、実働部隊の責任的な方は、事実上、マニュアル作成者の方というイメージなのでしょうか。つまり、相当細かい技術的な御指示は、結果的にマニュアル作成者の方がするという理解なのでしょうか。

○本多課長 そうですね。公知資料のグルーピングということで、登録意匠と公知資料、外国公報ということでグルーピングするのですが、公知資料というのはいろいろな媒体でいろいろな開示の仕方があるデザインについて判断をしていかなければいけないということで、特許庁とのやりとりもしておりますけれども、事例が1つずつ積み重なっていくことがマニュアルにも反映していきますので、そういう点でかなり細かなところを作業者と一緒にやっていくということになるかと思っております。

○稲生主査 だから、民間さんからすると、結局、この作成者でどれだけ優秀な人をどれだけ低コストで雇えるか、多分ここら辺が参入されるかどうかの鍵になるということですね。

○本多課長 おっしゃるとおりでございます。

○稲生主査 こういう方が多数いらっしゃればいいですけどもね。

○本多課長 はい。

○稲生主査 わかりました。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」の実施要項(案)についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局さんから、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。

○稲生主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと存じますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、特許庁様におかれましては、本実施要項(案)に従って適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○本多課長 どうもありがとうございました。

(特許庁退室、防衛省入室)

○稲生主査 続きまして、防衛省の「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務」の実施要項(案)につきまして審議を行います。

本日は、防衛省地方協力局防音対策課岩瀬部員様に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容等につきまして御説明をお願いしたいと思います。説明は10分程度でお願いします。

○岩瀬部員 防音対策課の岩瀬と申します。よろしく願いいたします。

まず、お手元のほうに意見公募の結果の紙があるかと思うのですが、先日、10月24日から11月12日の間、パブコメを行いまして、寄せられた主な意見でございます。

まず、第1に世帯数についてですが、100世帯としたデメリットとして、委託者側の担当部署職員への多くの受託者からの煩雑な協議や委託者から受託者への指示等の事務手続、100世帯としたことによる入札のための作業などの事務量の増加に伴い、その結果、大幅な遅延が生じているという御意見がありました。また、受益者である住民へのサービスを考慮するのであれば、平成25年度においては、全国予算の60%強を占める厚木基地と予算量の少ない基地を一律100世帯とすべきではない。あと、厚木基地においては、少なくとも平成23年度実施の規模、1件1,800世帯にすべきと考えるという意見がございました。

また、契約期間についてですが、例えば、現場の工事完了時期が3月であれば、その後の事務処理である実績報告書作成補助業務確定通知書送付業務及び補助金請求及び支払い関連補助業務については、履行期間を超える蓋然性が高まるとの御意見がございました。

また、そのほかとして、1点目、仕様書と国側の指示に沿った業務遂行の実態が積算指針、これは予定価格の積算内容のことなのですが、適正反映されているか検証し、国の業務指示対応に合致した予算価格をもって入札事務を行っていただきたい。

2点目、個人情報等に関する入札参加資格について、平成23年度当初の入札参加資格(Pマーク等の義務づけ)にしていただきたい。

3点目として、業務委託ではなく、以前の地方事務費制度に戻してもらいたいといった主な御意見がありました。

これに対して防衛省のほうからの回答としては、世帯数については、これまで1入札当たりの数量は、自治体や集落等の地域の実情を考慮しつつ、100世帯程度とすることを基本としていたところであるが、南関東防衛局において実施する厚木飛行場に係る入札については、入札の半数を上限に、当該数量の上限を500世帯程度までとすることができるものとするという回答にしようとしております。このことについては実施要領に反映させようとしております。

契約期間についてですが、本業務は単年度予算により執行しているが、国庫債務負担行為を活用し、複数年の契約とすることにより、効率的に事業を執行できることから、今後対応について検討を行うとの回答をしようとしております。これは、実施要領への反映は考えておりません。

その他として、平成23年度に調査を外部委託し作成した積算指針、先ほどの予定価格の積算内容のことですが、平成25年度における業務の実施状況を踏まえ、再度調査の実施について検討を行うということなので、これも実施要領への反映は考えておりません。

実施要項(案)の修正の内容を御説明させていただきます。

前回、10月16日の小委員会においていただいた御意見に対する検討結果及び変更点について御説明いたします。

1点目は、1契約が100世帯程度となっていたことについてですが、1,000世帯というのは大きいかもしれないが、せめて500世帯ぐらいまでにまとめて、もう少し効率を促すようなやり方もあり得る。また、もうちょっとロットをまとめられないかとの御意見がございました。

この1契約当たりの世帯数については、先ほど説明したパブコメにおいても、厚木基地においては少なくとも平成23年度実施の規模、1件1,800世帯にすべきとの御意見をいただいているところです。また、地方防衛局においては契約件数が多いことから、事業の着手におくれが生じていることについても前回の委員会で御説明し、パブコメでも同様の御意見をいただいているところです。

防衛省としましては、事業仕分け等での指摘も踏まえ、競争性を確保することも必要であると考えているところでありますが、今年度の業務を受託している57者の契約状況を見てみますと、先ほどお配りしたこちらの紙ですが、1者で2件以上複数の契約を受託している者が全体の58%、33者おります。これらの者は、200世帯以上の業務を処理することが可能であることを示しております。

また、1者で5件以上、500世帯以上を受諾している者が全体の24%、14者おります。

なお、厚木飛行場の受諾者9者に関しては、1者で5件以上、500世帯以上を受諾している者が56%、5者おります。

全国的に見ても全体の約6割の者が複数の契約を受諾することが可能な状況となっておりますが、全ての世帯において1ロットの数量をふやすのではなく、特に事業量の多い南関東防衛局の厚木飛行場に係る入札についてのみ変更することとし、実施要項の8ページですが、一番上の「5 入札に参加する者の募集に関する事項」、(1)「入札の実施」のところに、ただし書きといたしまして、「南関東防衛局において実施する厚木飛行場に係る入札については、入札の半数を上限に、当該数量の上限を500世帯程度までとすることができるものとする」旨の記載を追加いたしました。

2点目、履行状況の把握についてですが、受託者に対するアンケートの調査事項の範囲のとらえ方について、業者さんからすれば質をどこで見てもらうかということも非常に重要なことである。分子、分母の関係をしっかりとらえていかないといけないとの御意見をいただきました。当初、地方防衛局ごとに全体で90%程度としておりましたが、御意見を踏まえ、変更することといたしまして、4ページのイのところに「受託者ごとの業務の履行状況を把握し」といたしまして、調査事項のうち、「はい」の回答が全体の80%以上とする旨の修正を行っております。80%以上としたのは、前回の委員会でも御説明させていただいたとおり、100%とすることがベストではありますが、住民の都合により事務手続が遅延する可能性があり、これは受託者の責任だけとは言いがたいことから、7項目あるうちの1つは「いいえ」となることを想定しているということで、1つの「いいえ」がついたところでも86%ということなので、80%以上ということにしております。

3点目は、委託費の予算のとり方についてですが、毎年需要が見込まれる業務であるので、もともとの予算のとり方も複数年でとれば習熟することにより効果的に、かつ、低コストになるといった御意見をいただきました。また、パブコメにおいても契約期間についての御意見をいただいております。

委託費の予算のとり方については、財政当局の意見も踏まえる必要があることから、直ちに変更するのではなく、パブコメの回答にあるように、今後の対応について検討を行うこととしております。

4点目ですが、資料の61ページに実施予定数量の一覧という23年度と24年度の表がありますが、平成23年度と平成24年度を比較した場合、1世帯当たりの単価が下がっていることから、その理由を記載するようにとの御意見でしたので、※2といたしまして、競争性が高まったことにより、平成24年度の契約金額はほとんどの局で減少したと考える旨の記載をしております。

その他ですが、全体、語句や表現の修正を行っておりますが、実施要項、やること自体の内容を変更しているものではありません。

例えば、6ページに、(3)「入札参加者間の公平性」のウとして、「ア又はイの規定と同視しうる資本関係又は人的関係」と記載していたところですが、(3)の冒頭に括弧書きで「これらと同視し得るものを含む」ということを記載し、ウの欄は削除しております。

また、前回の実施要項(案)では、委託業務の実施期間に関する事項のところ、ただし書きとして記載しておりました本業務の落札及び契約締結が平成25年度の予算の成立、示達を条件とするということについては、8ページのほうに(2)「入札に係るスケジュール」といたしまして、ここに新たに書き込みを行いました。

また、11ページに(6)「契約の変更及び解除」のイ(ア)aの委託者による契約の解除に関する記載ですが、前回の実施要項(案)では、理由なく完了が見込まれないことや正当な理由がなく業務に着手しない場合などと記載しておりましたが、今回の実施要項(a)の法第22条に含まれることから、それについては省略しております。

また、本業務という文言を委託業務に統一したり、委託者(担当者部署)または委託者(入札・契約担当部署)としていたものを委託者に統一したり、関係者(設計事務所・工事業者)については、委託業務の関係者と定義して統一したりしております。

以上、簡単ですが説明のほうはこれで終わります。

○稲生主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました実施要項(案)につきまして、御質問、御意見のある先生は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○石村専門委員 資料E-3ですけれども、基本的なことをお聞きしたいのですけれども、これはなぜものすごい修正になったのでしょうか。

○岩瀬部員 この見え消しのほうで、今、私が説明いたしました1点から4点目までについては内容の変更ですが、あとは我が省の内部のほうで技術的な字句の修正というのがあります、こういった修正になっておるのですが、内容自体が変わっているものではないと思っております。

○石村専門委員 今のお話だと、要は、防衛省の事務的なチェックを受けない段階での案が先に出て、後で審議が終わった後に省内のチェックが入って。

○岩瀬部員 そうです。ある程度固まった段階で並行して進めていただいた。

○石村専門委員 そのために、要は、まさに省内の事前チェックというのが入っていなかったんで、用語や何か、そこの詳細な部分のチェックが入ったために、今回、最初の案からするとかなり大幅な修正という形になったということなのですね。

○岩瀬部員 字句の修正についてはそういうことです。

○石村専門委員 仕方がないことなのですか。というのは、要は、こういう形で検討させていただいて結構ですという形でお話しして、以上の審議を終わりましたという形で終わった後で、後になって大幅に修正や何かが入ると、見ている我々の側が結構不安になるもので。

○岩瀬部員 その点はまことに申しわけないと思うのですが、内容として変わったところについては、私が説明いたしました4点のところでした、そのほかのことについては字句の場所を移動したとか、字句を統一したとかという技術的な修正を、申しわけないのですが、その後行わせていただきました。

○石村専門委員 だから、大幅な修正というのも今回で、後でまた何か大幅にということはずないということによろしいのですね。

○岩瀬部員 結構です。

○石村専門委員 そこが心配で、もう結構ですと言ってから、また後で大幅に内容を差し換えられると、何のために検討しているのかわからなくなるということがあるので。では、ありがとうございます。

○稲生主査 それから、今回、回答の内容、E-2の資料の1ページ目ですけれども、厚木基地においては1,800世帯ということで規模感があったのですけれども、それをいきなり100にしたのでもとに戻してくれという意見があって、実際の契約数のところを拝見しても、確かにある団体が地域によってはかなりの部分を占めておられて、そういう意味で1,800に戻すというのはちょっと乱暴かなという感じもしまして、落とすところで500ぐらいという判断をなさったという理解でしょうか。

大体、500というのとどれぐらいの感覚なのですか。規模感から言うと、3分の1というのと600か。割と中途半端な数字だなという感じもするのですけれども、そこら辺はどういう感じなのでしょう。

○岩瀬部員 ここで見ていただくように、500であればこれぐらいの割合の業者が受託して実施できておりますので25%という数字ですが。

○稲生主査 そういい見方ですか。

○岩瀬部員 はい。ただ、複数者というところでいけば、6割弱もできていますので。

○稲生主査 でも、なるべく幅広くということでは500件ぐらいが一つの目安になるというふうにデータを読めばいいわけですね。

○岩瀬部員 はい。

○稲生主査 ほかの地域は、規模感は大分小さくなってしまうということですか。例えば北関東なんかは、特に200件ぐらいにまとめることもできるとか、そういうことはないのですか。

○岩瀬部員 200件でまとめたとしても、67%という数字が今もできている状態です。

○稲生主査 それを入れるならば入れても結構ですという感じですか。あくまでも上限ですね。

○岩瀬部員 はい。

○稲生主査 わかりました。それであればいいということですね。

○岩瀬部員 200世帯というところでいけば、約6割できるので。

○稲生主査 そうですね、6者中4者。わかりました。ありがとうございます。

このほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務」の実施要項(案)についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局さんから何か確認すべき事項はありますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、防衛省様におかれましては、本実施要項(案)に従って適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○岩瀬部員 ありがとうございました。

(防衛省退室、内閣官房入室)

○稲生主査 続きまして、内閣官房の「画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱」の実施要項（案）につきまして審議を行います。

本日は、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター分析部上床管理課長様に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして御説明をお願いしたいと思います。説明は10分程度でお願いいたします。

○上床課長 内閣衛星情報センター分析部管理課長の上床でございます。よろしく申し上げます。

それでは、画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱に関する民間競争入札実施要項について、パブリックコメントの実施結果を中心に御説明をさせていただきます。

10月17日から31日までの間に意見聴取いたしました。結果、3者から計15件の意見が寄せられております。これらを取りまとめましたものが、資料F-2でございます。これには意見とそれに対する回答が記載されております。この15件のうち、2枚目の6番をごらんいただきまして、6番以外につきましては、実施要項（案）を修正するには及ばないものと判断いたしております。6番につきまして、そのコメントから実施要項（案）の表現が十分でなかったと判断いたしましたので、修正したいと考えております。

具体的には、実施要項（案）で使用できると記載されていないソフトウェアが利用できますかという質問に対しまして、利用できないと回答したものでございます。

修正文は、お手元の資料のF-3をごらんいただきまして、7ページになろうかと思えます。上のほう、C項でございます。これは、当初の実施要項（案）で指定する機材を使用できるという表現にしておりました。その表現では、指定していない機材も使用できるとの解釈が可能になり、質問を受けたというふうと考えております。しかし、そこまでは我々想定しておりません。これは問題というふうを考えまして、使用制限があることを明示する目的で、指定する機材を使用して実施することという趣旨の表現に修正するのが適当と考えております。

以上、簡単ではございますけれども、御説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

情報保全体制に関する御指摘とかなかったですでしょうか。

8番でしたか。全くの素人が申し上げるのは大変恐縮でございますけれども、情報保全体制を確保することに関して基準があるのか、ないのかということですが、様式のところに記載があるという回答になってございまして、実際に要項（案）の最後のページですけれども、情報保全体制という形になっております。こういう時代でもございまして、恐らく秘密に関しては相当気をつけて守っていただかなくては困るだろうと思ひまして、

そういう意味では、内閣官房さんとしては様式8を埋めていただくということで、情報保全はきちんとできるだろうという理解をされているということではないのでしょうか。つまり、保全体制はあくまでも体制の話になりますけれども、実質的に、例えば秘密を持ち出せないような方策であるとか、あるいは、よくわかりませんが、入退室の管理とか、素人考え、あるいはほかの省庁もいろいろこの手の情報保全のものを見ますと、割と細かくそこら辺についての記述があったりするのですけれども、そういう意味では、基準自体がなく、それは民間さんがよかれと思って保全体制ということで構築したものに対して、基本的には評価をしていくのだという、ある意味では消極的な感じがするのですけれども、そこら辺はどういうお考えなのでしょう。

○上床課長 場所がうちのセンターの中ということで、保全上守らなければならないのは、その教育の場所以外のところについて、例えば入ってはいけないところとかそういうのがございますので、それを守ってあげないといけないという視点が1つございます。

それから、教育の内容につきましては、指定した場所の中で教育していただく内容に関しましては、平の扱いで教育をされますので、その中は平の世界でコントロールされています。ただ、保全体制は一定の人の体制でございますので、そこはしっかりと何か問題があったときにその体制に対して、先ほど言った、変なところに入ってしまったとか、そういうところで指導していかないとはいけませんので、視点としては、ほかの保全を守るという視点のほうが保全体制として求めているところはそういう感じのところでは。

したがって、うちの職員が例えば講師がトイレに行きたいと言った場合には付き添います。変なところに行って、間違っ入ってしまったりする場合がございます。そのところだけは守るということです。

○稲生主査 それは基準があるわけですか。

○上床課長 これは、うちのセンター独自で、いろいろ業者さんとか来られますので、その辺は立会人をしっかりと職員が付きまして、その統制下で動いていただくということになっております。

○稲生主査 そういう意味では、逆に民間さんが心配されていることでもありますので、今言ったようなことは、例えばなお書きで、このほか何かそういうような基準は一応あるのでどうのこうのとかというのを、説明会でもいいのかもしれないのですけれども、逆に明示をされたほうが、むしろ民間さんが心配しているということもございますので、いいのかなと。あるいは、このコメント自体になお書き以下で、こういう基準はあるのだということを明示していただくとか、そこら辺はあってもいいかもしれません。

ただ、いずれにしても秘密の保持に関しては、要項（案）の16ページに秘密の保持の規定があって、罰則も含めてのことが事実上載っていますので問題ないとは思いますが、間違いがあってはいけないと思いますので、もう少し検討できるのであればいただくといいのも必要かと思っております。

○上床課長　そうですね。保全体制をこうやって書かせていただいたのには、本文のほうに書いてありますけれども、守らないといけないのは分析官の名前でございます。これが外に出ることは保全上問題ありということで、そこについては保護されるように保全体制を敷いていただくということです。

○稲生主査　わかりました。杞憂かもしれませんが、一応コメントとして申し上げたいということでございます。

このほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○稲生主査　それでは、「画像分析官の教育訓練（初級・中級）の委嘱」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきますと存じます。

事務局から何か確認すべき事項はありますでしょうか。

○事務局　特にございません。

○稲生主査　それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思いますのですが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○稲生主査　ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容などに何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、内閣官房様におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。